

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 市民生活部

コミュニティ・協働推進課、市民安全安心課、
人権男女共同参画課、戸籍住民窓口課、
支所（相浦、中里皆瀬）

コミュニティセンター（相浦、中里皆瀬、北、愛宕、清水）

3 監査の期間 令和4年10月5日（水）～令和4年11月28日（月）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和4年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、契約事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 市民活動交流プラザ使用料の調定減額において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…市税及び税外収入の減免並びに調定減額に関すること。」は、部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。
(コミュニティ・協働推進課)
- ② 領収書綴において、佐世保市財務規則第77条第1項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いの管理を行っていないものがあつた。

(コミュニティ・協働推進課、市民安全安心課)

領収書綴の管理については、前回は指摘した事項である。規則等の再確認を行い、再発防止に努めるとともに、部内での周知徹底を図られ、適正な事務処理を行われたい。

2. 契約事務

- ① 佐世保市支所及び地区公民館等清掃業務委託変更契約において、佐世保市事務処理規程第5条第34号で「…1件1,000万円以上の経費の支出負担行為に関すること。」は市長の決裁事項と規定されているにもかかわらず、契約締結伺について、市長の決裁を受けていなかった。

(相浦支所)

専決区分の誤りについては、無権限者による事務執行であることを十分認識され、規程に沿った適正な決裁処理を行われたい。